

法指第 1174 号
平成 21 年 8 月 3 日

各法人 代表者 様

大阪府福祉部
地域福祉推進室長

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する注意喚起について（通知）

日頃から、本府福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について別添のとおり、経済産業省原子力安全・保安院より厚生労働省を通じて注意喚起の依頼がありました。

貴法人で標記施設のほか、ガス消費機器を使用される際には、一酸化炭素中毒事故を防止するために以下の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

なお、国からの文書に記載の注意喚起の詳細や添付資料については、下記のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

記

- 1 一酸化炭素中毒事故を防止するため、業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、給気が十分か確認した上で、換気設備を稼働させることを厨房作業者に周知徹底すること。
- 2 特に、夏季を迎えるにあたり、ガス消費機器の使用中にエアコンの効率を向上させるために換気設備を止めることや厨房を密閉したままでエアコンとガス消費機器等を同時使用させること等がないよう、厨房作業者に周知徹底すること。
- 3 ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする場合には、ガス消費機器が不完全燃焼を起こしている可能性があるため、ガス事業者又は液化石油ガス販売業者に連絡の上、至急、点検を受けること。
- 4 一酸化炭素の早期覚知のため、一酸化炭素警報器（不完全燃焼警報器）の設置についても前向きに検討すること。
- 5 排気ダクト、換気扇、ガス消費機器の給排気部及びバーナー部が油、ほこり等で閉そくしないよう、常に清掃を心がけること。

（参考ホームページ）

大阪府福祉部 地域福祉推進室法人指導課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

（本件の連絡先）

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理グループ

電話 06 - 6944 - 6663